

2021年10月1日
福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1
こころネット株式会社

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社(以下「甲」という。)及びこころeパワー株式会社(以下「乙」という。)は、2021年6月10日付で締結した合併契約書に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」という。)を行った。よって、ここに本合併に係る事後開示をする。

1. 本合併が効力を生じた日

2021年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による 手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求(会社法第785条)

該当なし。

(2) 新株予約権買取請求(会社法第787条)

乙は、新株予約権を発行していないため、該当事項なし。

(3) 債権者の異議(会社法第789条)

乙は、2021年8月27日付の官報へ合併公告を掲載したが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいなかった。

3. 吸収合併存続会社における会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求(会社法第797条)

該当なし。

(2) 債権者の異議(会社法第799条)

甲は、2021年8月27日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を掲載したが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいなかった。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務 に関する事項

甲は、効力発生日をもって、乙の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継した。

5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙資料「吸収合併事前開示資料」のとおり。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2021 年 10 月 5 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項
本合併による新株式の発行並びに資本金の増加は行わない。

以 上